

使用料等減免に係る取扱い

全額免除（施行規則第16条第1項の（1））

1. 本市もしくは、本市の機関が主催又は共催して使用する場合。
2. 学校教育の一環として本市に所在する幼稚園・小学校・中学校の遠足、体育祭及び運動会等で使用する場合。（中学校の部活動練習を含む、少年団活動は除く）
3. 本市に所在する保育所（認定子ども園含む）・放課後児童クラブの遠足、運動会、レクレーション等で使用する場合。
4. 本市の自治会活動及び、公共性のある本市の団体の活動等で使用する場合。
5. その他市長が特に減免することが適当と認めた場合。（施行規則第11条第1項の（3））

半額減免（施行規則第16条第1項の（2））

1. 本市もしくは、本市教育委員会が後援して使用する場合。
2. 学校教育の一環として本市に所在する高校・専門学校等が使用する場合。
3. 教育の一環として本市に所在する少年団の活動、レクレーション等で使用する場合。
4. その他市長が特に減免することが適当と認めた場合。（施行規則第11条第1項の（3））

公園使用料減免等の注意

1. 減免を受けようとする場合は、使用料等減免申請書を、使用しようとする日の7日前までに提出すること。
2. 共催又は後援により減免を受ける場合は、始良市又は、始良市教育委員会の承認を得た上で減免申請書に承認通知書の写しを添付すること。
3. 市外居住者が使用する場合は、使用料金に10割(2倍)を加算した額とする。
（公園条例別表第4備考2）
ただし市外の学生が使用する場合は、10割加算しないものとする。
4. 市内居住者が、5割に満たない場合は市外扱いとする。
5. 地区大会・県民体育大会強化練習で減免等ができる時間は、本市教育委員会の承認を得た上で合計20時間までとする。ただしナイター使用料は減免しない。